

令和 8 年度 佐賀市立鍋島中学校 部活動規定(案)

I 性格・目標

1 部活動の性格

- (1) 学校教育一貫として、教育効果を高める有効な手段として位置づけられる。
- (2) 活動意欲のある生徒と、それを指導する顧問との自主的な参加によるものとする。
- (3) 活動に関しては、全職員の協力・理解のもとに行われる。

2 部活動の目標

- (1) 日常の活動を通して、心身ともに健全で情緒豊かな人格を形成する。
- (2) 部の一員として活動することにより、集団生活に必要なルールを守り、正しい生活を送る態度を養う。
- (3) 自主的に部を選択し、参加・活動をすることにより、自己の個性・能力を伸ばそうとする態度を育成する。

II 組織

1 部活動の顧問

- (1) 各部活動の顧問は本校の職員（部活動指導員を含む）とする。
- (2) 部活動の顧問は、原則として年度当初に決定する。
- (3) 部活動の顧問は、各部の指導・監督・運営にあたる。

2 外部指導者

- (1) 外部指導者については、学校長の承諾を得る。
- (2) 外部指導者のみによる活動は、原則禁止する。
- (3) 外部指導者が、中体連主催大会で指導するためには、中体連への登録を必要とする。

3 R8 部活動

《体育部》・軟式野球（男女）・サッカー（男女）・ソフトテニス部（男・女）・新体操部（女）・バレーボール部（男・女）
・バスケットボール部（男・女）・剣道部（男・女）・卓球部（男・女）・柔道部（男・女）・水泳部（男女）・陸上部（男女）
・社会体育

《文化部》・吹奏楽部（男女）・合唱部（男女）・美術部（男女）

III 入退部

1 入部について

- (1) 入部に際しては、本人の希望・保護者の承認・顧問の承諾による。
- (2) 原則として、3年間継続して活動することとする。
- (3) 入部に関する手続きは、所定の日（4月）に行う。全生徒、毎年手続きをとる。
- (4) 入部は、入部届の提出により、各部の顧問が承認する。
- (5) 今年度新1年生より、外部で活動を行っている生徒（社会体育等に在籍）については学校部活動には参加できない

2 転部・退部について

- (1) 転部・退部については、保護者・学級担任・顧問が話し合いを行う。
- (2) 退部については、必ず保護者の承諾を得て、退部届の提出をもって承諾する。指定の退部届に保護者の印を押し、学級担任と部顧問に提出する。
- (3) 転部については退部する部と入部する部の各顧問の承認を必要とする。

IV 運営

1 活動日及び活動時間

- (1) 活動は年間を通じて行うことができる。ただし、生徒の健康管理上、学校の教育活動上、妨げにならないように、以下の場合は原則として活動を行わない。
 - ① 中間テスト前休みは3日、期末テスト前休みは5日とする。（1年生は、前期中間テストでは1週間前からとする）
 - ② 体調不良により保健室で休んだ者は原則練習に参加しない。
 - ③ 平日は毎週、水曜日（課業日）、週末の土日いずれかの1日を休みとする。（週に2回の休みとする）
※1 体育館内部活動については、6部活ローテーションで行い、金曜日（1学期課業日）は前・後半とする。
※2 活動が必要な場合は管理職に相談する。
※3 始業式・終業式等、昼で学校が終わる場合はその限りではない。
 - ④ 土・日両日に活動（大会等）する場合は、平日に2日間の休養日を設ける。
 - ⑤ 毎月第3日曜日（県下一斉休養日）
- (2) 長期休業中の部活動の取り扱いについて
 - ①長期休業中の活動が、平日5日間活動し、土日両日休みとしてもよい。

②夏季休業中の休暇取得促進特別週間期間は、積極的に休養日とし、リフレッシュに努める。

- (3) 顧問が必要と判断した場合は、学校長及び担当、保護者の承諾を得て、部活動を延長して活動することができる。
- (4) 休日の部活は原則として、顧問がつくこと。顧問が不在の場合は、活動することができない。
- (5) 部活の更衣については、各学年で設定する。
- (6) 下校時間を厳守すること。下校20分前に活動をやめ、後片付けを行う。(放送あり)

① 下校時間(月～金) ※前半は2週目まで ※2、3学期は、状況に応じて修正あり

佐賀市の部活動の在り方(勤務時間内までの実施)に3年計画で行っていく。

現段階では、下記の時間は予定である。(今後変更有)

月	16時終了時	15時終了時
4月～8月	18:30 ※110分	17:30 ※110分
9月前半	18:30 ※110分	
9月後半	18:00 ※80分	
10月前半	17:45 ※65分	
10月後半	17:30 ※50分	
11月前半	17:15 ※35分	
11月後半	17:00 ※20分	
12月前半	17:00 ※20分	
12月後半	17:00 ※20分	
1月前半	17:15 ※35分	
1月後半	17:30 ※50分	
2月前半	17:45 ※65分	
2月後半	18:00 ※80分	
3月前半	18:15 ※95分	
3月後半	18:30 ※110分	

注1) 1年生は、前期中間テスト終了までは、17:30までとする。

注2) 長期休業中は17:00までとする。

- (7) 活動時間については、原則、平日2時間程度、週休日3時間程度とする。
(佐賀モデル試行:活動時間週8時間程度、生徒主体の運営を両立させる)
※ただし、各種大会、練習試合については、この限りではない。
- (8) 学校行事や学級活動と重なる場合はそれを優先する。
- (9) 土日・祝祭日の活動については、前月までに、1ヶ月の予定表を教頭に提出し、事前に学校の承認を得て、必ず顧問が指揮・監督する。計画が変更される場合は、生徒・保護者に必ず連絡をし、承認を得ること。
- (10) 土日・祝祭日の活動については、原則、50回までとする。

V 活動の諸注意

- (1) 朝練習について
顧問の指導のもとで活動ができる。ただし、生徒・保護者の承認を得て、早い時間からの活動にならないように配慮する。
- (2) 服装について
練習時の服装は、体操服または部で指定された服装とする。登下校の服装は、標準服または部で指定された服装とする。
- (3) 通学について
土・日の活動については、自転車通学者(申請済)以外の生徒でも、ヘルメット着用、交通ルール遵守の約束のもと、自転車通学を許可する。駐輪場は、各学年空いたスペースに駐輪する。
- (4) 土・日に校内で活動する場合の、出入り口は職員玄関一カ所とする。もし、開ける場合は責任をもって施錠をする。
- (5) その他
 - ①県外及び県内の遠隔地への練習・各種大会に参加や合宿を行う場合は、保護者の承諾を得るとともに必ず学校長の許可を得て行う。
 - ②部室や部室の鍵や活動場所の管理(清掃も含む)は、部顧問が責任を持つ。大会・練習試合等で使用した後にも行う。
 - ③学校でのケガの場合は、医療費が支給されます。
生徒は日本スポーツ振興センターに災害共済掛け金を毎年納めているので(通学路・校内・校外での活動等)ケガをした場合、病院でかかった医療費が完治までに1,500円以上は、給付が受けられる。
※新1年生は全員、スポーツ振興センター同意書を提出する。(年度初め、保健調査調査内に入っています。)